

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託した
ので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所又は事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 収納を委託する歳入
戸籍手数料
印鑑証明手数料
住民基本台帳手数料
所得証明書等交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月24日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで